

国土総合開発法案三案要旨比較

(昭和二十五・三・一五)

項目	審議会案 A	内閣案 B	安定期案 C
国土総合開発審議会(審議会の設置)	四、交通、港湾、その他重要な公共的施設に関する事項 (第十三條)	内閣案 四、産業の立地に関する事項 (第十四條)	国土総合開発計画、地方開発計画及び特定地域開発計画も含む)とは、国又は地方公共団体の施策に属する他の事項に関する総合的な計画でその施策の基本となるべきものをいう。
審議会 の任務	内閣總理大臣の所要 (第二條)	五、生産、交通、文化、環境その他の重要な公共的施設の規模、配置及びその実施の順位に関する事項 (第十二條)	一、土地、水、その他の資源の利用に関する事項、 二、治山、治水、其の他の災害の防除に関する事項、 三、都市及び農村の規模及び配置に関する事項、
審議会 の設置並びに 合調整並びに ②国土開発計画について調査審議し、結果を、内閣總理大臣及び内閣總理大臣を通じて國務行政機関の長又は地方公共団体に勧告	内閣總理大臣の所要 (第二條)	内閣總理府にむく(内閣總理大臣の所要) (第十二條)	一、治山、治水、其の他の災害の防除に関する事項、 二、治山、治水、その他の資源の利用に関する事項、 三、重要な公共的施設の規模及び配置
③特定地域の指定基準 ④産業等の立地の基準 ⑤合開発にともなう資金調査計画 ⑥その他この法律の目的達成のため必要な事項	内閣總理府にともなう資金調査計画の認可 (第十二条)	内閣總理府の指定期間の決定 (第十二条)	一、国土総合開発の基本に関する目標設定 二、特定地域の指定期間の決定 三、産業等の立地の基準の策定 四、合開発にともなう資金調査計画の認可に関する事項、 五、合開発の効果の判定 六、都道府県、支那、地方、特定地域各開発計画の統合調整

②その他この法律の目的達成のためは

要旨事項

2. なし

2. は閣僚大臣は、国土の開発及び保全に關する施策について、関係行政機関の閣又は関係行政機関と地方公共団体との間で意見の一致が見られない場合等その必要があると認める場合は、審議会の意見をきくことができる。（キニ系）

2. 内閣総理大臣は、国土の総合開発に関する基準的な計画について関係各省間で審議の必要なと認める場合、及び前項の事項につき審議会の意見をきくことができる。

3. 関係行政機関の長は、その所掌に属する施策に關する基本計画で国土総合開発の基本に關する計画と密接な関係を有するものについては、内閣総理大臣を通じて審議会の意見をきくことができる。

審議会の意見をきくことができる。

（キニ系）

国会に対する報告告白	審議会は、調査審議の結果を、内閣総理大臣を通じて国会に報告することができること（キニ系）	審議会は、調査審議の結果を、内閣総理大臣を通じて国会に報告することができること（キニ系）	審議会は、調査審議の結果を、内閣総理大臣を通じて国会に報告することができること（キニ系）
	3. 委員 七人 特別委員 一五人 特別委員は武装候なし	3. 委員 二〇人 専門委員 二〇人	3. 委員 二〇人 専門委員 二〇人
	（キニ系）	（キニ系）	（キニ系）

項目	審議会案 A		
	内閣案 B	安定本部案 C	内閣案
都道府県総合開発計画	1. 都道府県が立案し、主務大臣及び主務大臣を通じて審議会に提出し、併せて専門行政機関の長に送付	1. 都道府県が立案し、建設大臣及び建設大臣を通じて審議会に報告し、併せて専務各大臣に報告	1. 都道府県が立案し、建設大臣及び建設大臣を通じて審議会に報告し、併せて専門行政機関の長に提出
北海道開発計画	2. 関係行政機関の長は、その意見を内閣総理大臣を通じて審議会に提出（キニ系）	2. 各届大臣は、その意見を安定本部總裁に提出	2. Bの2に同じ
地方開発計画	1. 自然的、經濟的又は社会的に密接な用連を有する地域が教育部門の区域にわたる場合は、関係都道府県は、協議により規制を定めて地方設定し、協議に基いて地方計画と立候すことができる。（キニ系）	1. Aの1、2、3に同じ	1. 北海道開発庁長官が立案する取扱いは都道府県計画に同じ
	（キニ系）	（キニ系）	（キニ系）
	（キニ系）	（キニ系）	（キニ系）

項 目	審 訸 会 案 A	内 國 案 B	安 定 本 部 案 C
特 定 地 域 及 び 特 定 地 域 整 合 規 划 計 画	<p>3. 特定地域について、地方公共団体が施行する事業の至りに、法律による規制の特例、地方財政法第十六条の規定に基づく補助金その他の措置を講じ得る (オナリ)</p> <p>4. 立案後の扱いは都道府県計画と同じ (オハリ)</p> <p>5. Aの3に同じ (オハリ)</p>	<p>3. 計画は國原都道府県で立案 至て暫定</p> <p>4. Aの3に同じ (オハリ)</p> <p>5. 安定本部總裁が指定、及び計画の立案に同意し又は意見をのべるときは、審議会の開催審議会を承る (オナリ)</p>	<p>1. 国土の開発又は保全等のため特に必要と認められる地域</p> <p>2. 國務行政機関の長が安定本部總裁、國務都道府県、北海道開発庁長官の同意をして指定</p>
勧 告 の 果	<p>1. 地方計画のある場合、都道府県計画はそれに適合しなければならぬ。 2. 都道府県等の施策が地方計画に適合しないときは、地方開発審議会の意見をさせて協議しなければならぬ (オナリ)</p> <p>1. 関係行政機関の長、地方公共団体は、審議会の勧告を尊重しなければならぬ。 (オナリ)</p> <p>2. 内閣總理大臣は、各省大臣及び都道府県に対し、勧告に対してとつた措置の報告を求めることができる (オナリ)</p>	<p>1. Aの/に同じ</p> <p>2. 内閣總理大臣は、各省大臣及び都道府県に対し、勧告に対してとつた措置の報告を求めることができる (オナリ)</p>	<p>1. Aの/に同じ</p> <p>2. 安定本部總裁は、審議会の調査審議を至て國原都道府県に対し、地方開発計画の立案を勧告できる (オハリ)</p>

公 告 の 表	勧告の表	関係行政機関の助言	関係行政機関の助言
国土開発審議会は勧告した場合、都道府県が都道府県・地方開発計画を立案した場合、又は勧告を受けた場合は、公表しなければならぬ (第十二条)	国土開発審議会は勧告した場合、都道府県が都道府県・地方開発計画を立案した場合、又は勧告を受けた場合は、公表しなければならぬ (第十三条)	審議会は審査審議の結果につき必要なと認めれば要旨を公表する。 (第十四条)	審議会は審査審議の結果につき必要なと認めれば要旨を公表する。 (第十五条)
		関係行政機関の長は、國務都道府県に対し都道府県・地方・特定地開発計画立案に付し必要な助言ができる (第十六条)	関係行政機関の長は、國務都道府県に対し都道府県・地方・特定地開発計画立案に付し必要な助言ができる (第十七条)
		Aに同じ	Aに同じ